



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年7月27日金曜日 第2389号

◇ 目次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	659
指定介護機関の所在地名の変更.....	659
指定医療機関の廃止の届出.....	659
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	660
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	661
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	661
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	661
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	662
指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更.....	662
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（4件）.....	663
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	664
指定介護機関（介護予防事業者）の変更（4件）.....	664
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	665
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	665
指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退.....	666
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の辞退.....	666
指定介護機関（介護予防事業者）の辞退.....	666
肥料登録有効期間の更新.....	666
土地収用法に基づく事業の認定.....	667
建設業者の許可の取消し.....	668
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	668
開発行為に関する工事の完了.....	670
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	670
道路の供用開始（ " ）.....	670
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	671

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告（8件）.....	671
危険物取扱者法定講習会の実施.....	673

人事委員会規則

職員の日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休

日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則..... 674

公営企業公告

15T磁気共鳴断層撮影装置の購入.....	675
県立新居浜病院オーダリングシステムの借入れ.....	676

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第949号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
ていーだ薬局	有限会社健美	今治市宮下町一丁目1番9号	平成24年6月1日
小林耳鼻咽喉科クリニック	医療法人小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109番5	平成24年6月13日
よりい眼科	医療法人敬天会	今治市小泉四丁目11番9号	平成24年7月1日
まつだ薬局	松田ファーマシー株式会社	今治市小泉四丁目11-11	平成24年7月1日
そがめ薬局福武店	有限会社テントル	西条市大町102-1	平成24年7月1日
露口歯科医院	露口晃宏	伊予郡砥部町高尾田37	平成24年7月1日

○愛媛県告示第950号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関の所在地名が次のように変更された。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
老人保健施設はびねすケアセンター	社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市泉宮町5-19	新居浜市多喜浜2-1-50	平成24年5月13日

○愛媛県告示第951号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止 年月日
松久郡屋薬局	松久茂雄	喜多郡内子町甲1196-3	平成14年 3月31日

小林耳鼻咽喉科 クリニック	小林丈二	西条市丹原町池田109-5	平成24年 5月31日
------------------	------	---------------	----------------

○愛媛県告示第952号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅 介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人もりざね耳鼻咽喉科	西条市樋之口436番地12	もりざね耳鼻咽喉科	西条市樋之口436番地12	平成24年5月1日
株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地1	グループホーム嶺南	大洲市肱川町山鳥坂241番地1	平成24年5月1日
株式会社家具センターワタナベ	今治市北高下町二丁目1番45号	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	今治市北高下町二丁目1番45号	平成24年6月1日
合同会社 Setsuko	八幡浜市松谷1008番地	訪問看護ステーション Setsuko	八幡浜市松谷1008番地	平成24年6月1日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	グループホームユニットいよ	伊予市灘町302-1	平成24年6月1日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町6番21号	小規模多機能施設宝寿園	新居浜市荷内町6番21号	平成24年6月8日
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手四丁目4番7号	デイサービスあんず	宇和島市保田甲1916番地1	平成24年6月9日
一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	南宇和郡医師会訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成24年6月12日
合同会社諏訪の杜	南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	デイサービス諏訪の杜	南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	平成24年6月15日
医療法人一本松歯科医院	南宇和郡愛南町一本松3375番地1	一本松歯科医院	南宇和郡愛南町一本松3375番地1	平成24年6月18日
株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成24年6月21日
株式会社げんきステーション	宇和島市柿原甲840番地1	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町迫目47番地	平成24年6月26日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町6番21号	グループホーム集い	新居浜市東田三丁目乙11番地86	平成24年6月26日
株式会社マール・コーポレーション	四国中央市妻鳥町1738番地12	デイサービス喜楽	四国中央市川之江町1887番地9	平成24年7月2日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	訪問介護さくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年7月3日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	訪問看護ステーションさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年7月3日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	デイサービスさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年7月3日

株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	認知症対応型デイサービスさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日
---------	----------------	-----------------	----------------	-------------

○愛媛県告示第953号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
シルバーサービスはたじ合同会社	宇和島市津島町下畑地甲1125番地1	ケアプランはたじ	宇和島市津島町下畑地甲1125番地1	平成24年 6月20日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	居宅介護支援事業所さくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日

○愛媛県告示第954号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具センターワタナベ	今治市北高下町二丁目1番45号	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	今治市北高下町二丁目1番45号	平成24年 6月 1日
株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成24年 6月21日

○愛媛県告示第955号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人弘仁会	西条市三津屋南9番10	老人保健施設あすか	西条市丹原町古田甲167番地1	平成24年 5月 1日
医療法人もりざね耳鼻咽喉科	西条市樋之口436番地12	もりざね耳鼻咽喉科	西条市樋之口436番地12	平成24年 5月 1日
株式会社新風会	大洲市徳森野田1477番地1	グループホーム嶺南	大洲市肱川町山鳥坂241番地1	平成24年 5月 1日
株式会社家具センターワタナベ	今治市北高下町二丁目1番45号	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	今治市北高下町二丁目1番45号	平成24年 6月 1日
合同会社Setsuko	八幡浜市松谷1008番地	訪問看護ステーションSet suko	八幡浜市松谷1008番地	平成24年 6月 1日
有限会社ユニット・ワン	伊予市米湊855番地11	グループホームユニットいよ	伊予市灘町302-1	平成24年 6月 1日
有限会社介護サービス菜の花	松山市石手四丁目4番7号	デイサービスあんず	宇和島市保田甲1916番地1	平成24年 6月 9日

一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	南宇和郡医師会訪問介護事業所	南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成24年 6月12日
合同会社諏訪の杜	南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	デイサービス諏訪の杜	南宇和郡愛南町城辺甲2060番地1	平成24年 6月15日
医療法人一本松歯科医院	南宇和郡愛南町一本松3375番地1	一本松歯科医院	南宇和郡愛南町一本松3375番地1	平成24年 6月18日
株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成24年 6月21日
株式会社げんきステーション	宇和島市柿原甲840番地1	訪問看護げんきステーション	宇和島市三間町迫目47番地	平成24年 6月26日
社会福祉法人宝集会	新居浜市荷内町 6番21号	グループホーム集い	新居浜市東田三丁目乙11番地86	平成24年 6月26日
株式会社マール・コーポレーション	四国中央市妻鳥町1738番地12	デイサービス喜楽	四国中央市川之江町1887番地9	平成24年 7月 2日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	訪問介護さくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	訪問看護ステーションさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	デイサービスさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日
株式会社さくら	西予市宇和町山田1558番地	認知症対応型デイサービスさくら	西予市宇和町山田1558番地	平成24年 7月 3日

○愛媛県告示第956号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社家具センターワタナベ	今治市北高下町二丁目1番45号	株式会社家具センターワタナベ介護事業部	今治市北高下町二丁目1番45号	平成24年 6月 1日
株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	株式会社廣昭	越智郡上島町弓削下弓削123番地7	平成24年 6月21日

○愛媛県告示第957号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称が、次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988番地	南宇和郡医師会訪問看護ステーション	南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成24年 4月 1日
（変更前） 社団法人南宇和郡医師会				

○愛媛県告示第958号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988	老人保健施設なんぐん館	南宇和郡愛南町御荘深泥703-2	平成24年 4月 1日
(変更前) 社団法人南宇和郡医師会				
(変更後) 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988	南宇和郡医師会訪問看護ステーション	南宇和郡愛南町御荘深泥703-2	平成24年 4月 1日
(変更前) 社団法人南宇和郡医師会				

○愛媛県告示第959号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
アースサポート株式会社	(変更後) 東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成24年 6月15日
	(変更前) 東京都渋谷区本町一丁目8番7号			

○愛媛県告示第960号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	(変更後) 今治市社協デイサービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成24年 4月 1日
		(変更前) 今治市社協介護サービスセンター伯方		
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	(変更後) 今治市社協デイサービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成24年 4月 1日
		(変更前) 今治市社協介護サービスセンター大三島		

○愛媛県告示第961号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番地13号	（変更後） 老人保健施設はびねすケアセンター	（変更後） 新居浜市多喜浜2-1-50	平成24年5月13日
			（変更前） 新居浜市泉宮町5-19	

○愛媛県告示第962号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称及び居宅介護支援事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988	（変更後） 南宇和郡医師会居宅介護支援事業所	南宇和郡愛南町御荘深泥703-2	平成24年4月1日
（変更前） 社団法人南宇和郡医師会		（変更前） 南宇和郡医師会指定居宅介護支援事業所		

○愛媛県告示第963号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称が次のように変更された。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988	老人保健施設なんぐん館	南宇和郡愛南町御荘深泥703-2	平成24年4月1日
（変更前） 社団法人南宇和郡医師会				
（変更後） 一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡愛南町城辺甲1988	南宇和郡医師会訪問看護ステーション	南宇和郡愛南町御荘深泥703-2	平成24年4月1日
（変更前） 社団法人南宇和郡医師会				

○愛媛県告示第964号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
アースサポート株式会社	（変更後） 東京都渋谷区本町一丁目4番14号	アースサポート新居浜	新居浜市西原町二丁目2番2012号	平成24年6月15日
	（変更前） 東京都渋谷区本町一丁目8番7号			

○愛媛県告示第965号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	(変更後) 今治市社協デイサービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成24年4月1日
		(変更前) 今治市社協介護サービスセンター伯方		
社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	(変更後) 今治市社協デイサービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成24年4月1日
		(変更前) 今治市社協介護サービスセンター大三島		

○愛媛県告示第966号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人はびねす福祉会	新居浜市若水町一丁目9番地13号	老人保健施設はびねすケアセンター	(変更後) 新居浜市多喜浜2-1-50	平成24年5月13日
			(変更前) 新居浜市泉宮町5-19	

○愛媛県告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成24年3月1日
有限会社ナカタ電器	西宇和郡伊方町湊浦1078番地2	有限会社ナカタ電器	八幡浜市保内町宮内1-334-1	平成24年3月1日
株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	株式会社ひより	大洲市長浜町下須戒甲321番地2	平成24年3月31日
小林 丈 二	西条市円海寺7番地9	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109-5	平成24年5月31日

○愛媛県告示第968号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1-1247-1	有限会社みかんちゃん	八幡浜市郷1番耕地1247番地1	平成24年3月1日
小林 丈二	西条市円海寺7番地9	小林耳鼻咽喉科クリニック	西条市丹原町池田109-5	平成24年5月31日

○愛媛県告示第969号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護事業者）の辞退があった。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	平成24年6月6日
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	デイサービスたんぼぼ	新居浜市上原二丁目1番21号	平成24年6月6日

○愛媛県告示第970号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（居宅介護支援事業者）の辞退があった。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る居宅介護支援事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	平成24年6月6日

○愛媛県告示第971号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定により、次のとおり指定介護機関（介護予防事業者）の辞退があった。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	辞退に係る介護予防事業を行う事業所		辞退年月日
		名称	所在地	
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	平成24年6月6日
有限会社たんぼぼ	新居浜市中西町13番43号	デイサービスたんぼぼ	新居浜市上原二丁目1番21号	平成24年6月6日

○愛媛県告示第972号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成27年8月4日	愛媛県第1237号	混合有機質肥料	宇和混合有機1号	窒素全量5.5 りん酸全量7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成27年8月4日	愛媛県第1238号	混合有機質肥料	宇和混合特号	窒素全量6.0 りん酸全量7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成27年8月4日	愛媛県第1239号	混合有機質肥料	粒状宇和混合有機特号	窒素全量6.0 りん酸全量7.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地
平成27年8月15日	愛媛県第1254号	混合有機質肥料	本ほかし	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	宇和鉱業株式会社 愛媛県西予市野村町野村5号11番地

本件事業は、西条市が設置する庁舎に関する事業であることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎、その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、西条市議会において西条市一般会計予算の議決を受け施行するものであることから、西条市は、本件事業を施行する権能を有するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

平成16年11月に西条市、東予市、丹原町、小松町が合併した西条市は、行政事務の効率化を進めるため、事務の方式を本庁方式として、中枢行政機能を備えた新庁舎の建設を主要事業の一つとして掲げているが、住民生活への急激な影響を考慮して、合併後当分の間は総合支所方式とし、現在も旧西条市庁舎を本庁、他の庁舎を総合支所として事務を行っている。

しかし、現在の総合支所は本庁と同様の機能を持つため、支所の近隣住民にとっては利便性が良い反面、市役所の機能が分散して事務の効率化を阻んでいる。また、現在の本庁舎は本館と別館の一体的な利用ができないうえ、駐車場も慢性的に不足しており、来庁者に不便をもたらしている。

これらの問題を解決するため、新庁舎問題調査特別委員会において検討した結果、現在の本庁舎の本館を増築するとともに別館を解体して同跡地等へ駐車場を増設することとし、建設費を抑え市民の利便性を高めた「人に優しい庁舎」を整備するものである。

本件事業の施行により、市民生活に直結する窓口業務は支所に残しつつ、市役所の機能を本庁に集中させ、事務や組織の効率化を行うことにより、行財政改革の推進が図られるとともに、本庁舎における本館と別館の分断及び駐車場不足も解消され、来庁者の利便性及び市民サービスの向上に寄与するものと認められる。

なお、本件事業の施行による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ大きな影響を及ぼすおそれのある事業ではなく、その運営による周辺環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件及び経済的条件による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

○愛媛県告示第973号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成24年7月27日

愛媛県知事 中村時広

1 起業者の名称

西条市

2 事業の種類

西条市庁舎整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市明屋敷字四軒丁及び字町口並びに本町字本町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県西条市明屋敷字四軒丁及び字町口並びに本町字本町地内を起業地とする「西条市庁舎整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

現在の総合支所方式では、行財政改革の推進に支障を来しているほか、本庁舎の一体利用及び駐車場の確保も急務であることから、これらを解消する庁舎を早期に整備する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所
西条市役所建設部施設管理局

○愛媛県告示第974号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-22)第3662号	平成22年12月21日	(株)矢野電気商会	矢野 昭夫	今治市別宮町4-3-10	平成24年6月1日	電気工業業 消防施設工業業	建設業の廃止
(般-22)第13352号	平成23年3月21日	(有)ファミリーハウス	篠田 敏行	新居浜市萩生2033-17	平成24年6月12日	建築工業業	建設業の廃止
(般-24)第798号	平成24年4月13日	重松建設(株)	重松 宗孝	今治市常盤町4-7-6	平成24年6月15日	土木工業業	建設業の廃止(一部)
(般-20)第16462号	平成21年3月18日	(株)エムケイ・コーポレーション	河野 道雄	西条市西田甲396-2	平成24年6月28日	土木工業業、建築工業業 左官工業業 とび・土工工業業 石工業業、屋根工業業 鋼構造物工業業 ほ装工業業 しゅんせつ工業業 防水工業業 内装仕上工業業 水道施設工業業	建設業の廃止

○愛媛県告示第975号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 7月27日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤマキ株式会社
伊予市米湊1698の6
代表取締役社長 城戸善浩

2 工場の名称及び所在地

ヤマキ株式会社第2工場
伊予市下三谷字明星田262-1

3 特定施設に関する事項

C I P 洗浄施設（3基）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第3号 口洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり18,000リットル	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後直ちに	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	3時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出され	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～12.5 最大 6.0～12.5

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 722 最大 722
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 150 最大 150
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 136.1 最大 136.1
	りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 58.56 最大 58.56
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 50 最大 50

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.1 排水処理施設

設 置 年 月 日	平成23年 4月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	嫌気処理、A T C凝集剤添加膜分離、凝集沈殿及び活性炭処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 17.77メートル 横 15.15メートル 高さ 6.10メートル 縦 13.85メートル 横 14.00メートル 高さ 5.75メートル 縦 21.95メートル 横 15.00メートル 高さ 5.70メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	嫌気処理、A T C凝集剤添加膜分離、凝集沈殿及び活性炭処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5~8 最大 4~8	通常 6~8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 875 最大 1,175	通常 15 最大 25
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 76.25 最大 80	通常 5 最大 10
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 85 最大 110	通常 10 最大 15
りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 26.5 最大 31	通常 1.1 最大 1.1	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 600 最大 600	通常 600 最大 600
----------------------------	------------------	------------------

(2) No.2 排水処理施設

設 置 年 月 日	平成19年12月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	油水分離処理及び加圧浮上処理		
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 5.00メートル 横 2.10メートル 高さ 2.68メートル 縦 13.00メートル 横 7.20メートル 高さ 5.30メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり150立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	油水分離処理及び加圧浮上処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~12.5 最大 6.0~12.5	通常 6.0~7.5 最大 6.0~7.5
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 2,700 最大 2,700	通常 500 最大 500
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 4,500 最大 4,500	通常 200 最大 200
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 40 最大 40	通常 10 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルにつ きミリグ ラム)	通常 1.0 最大 1.0	通常 0.5 最大 0.5	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 150 最大 150	通常 150 最大 150	

備考 処理水はNo.1 排水処理施設に送る。

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 13.9 最大 25

浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 10
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 9.1 最大 15
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1 最大 1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 676 最大 676

(2) 第7排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 7.0~8.0 最大 6.5~8.5
----------------	-----------------------	--------------------------

化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 5 最大 5
浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5 最大 5
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 2 最大 2
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.2 最大 0.2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 154 最大 154

○愛媛県告示第976号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 7月27日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建(開)第14号 平成24年 7月18日	伊予郡松前町大字筒井字千石98番2	伊予郡松前町大字筒井311番地 グランドアーネスト C-202 安 居 友 司

○愛媛県告示第977号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1434番2から 同町魚神山1440番2まで	旧	メートル 6.8~34.4	キロメートル 0.085	
			新	8.8~34.4	0.085	

○愛媛県告示第978号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡愛南町魚神山1434番2から 同町魚神山1440番2まで	平成24年 7月27日

○愛媛県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙341番12地先から 同市多田乙341番1地先まで	旧	メートル 5 2 ~ 24 8	キロメートル 0.121	
			新	5 2 ~ 30 9	0.121	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月 9日	特定非営利活動法人 アジア・フィルム・ネットワーク	福 岡 晋 也	松山市喜与町1丁目7番地8トオ ヤマビル2F	この法人は国内外の文化、芸術の取り組みに協力するとともに、地域固有の資源を活用した映像制作支援等を行い、さらにこれをもとにしたまちづくりへの市民自らの参加を促進し、もって文化、芸術の振興、普及及び地域の活性化等を図ることにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月 9日	特定非営利活動法人 いよココロザシ大学	泉 谷 昇	松山市緑町1丁目2 - 1 和光会館 1 - A	この法人は、市民の誰もが先生、生徒になる「学びあい」の精神のもと、多様性と地域資源の価値を共有し、市民一人一人が「自分らしさ」を実感し、主体的に人や町とつながっていくしくみを作ることで、地域に根づく新しいコミュニティの創造と発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月 9日	特定非営利活動法人 えがおの会	澤 田 真 生	松山市南久米町73番地 2	この法人は地域、在宅で生活していく中で相談、援助が必要な地域の高齢者、認知症高齢者、障害者、子供やその家族に対して介護保険事業、障害者自立支援法に基づく事業、育児支援事業、各種ボランティア、講演会等を行うことにより、一人が変われば地域は変わるとの理念のもと、人の為、地域の為、社会の為に役立つ行動をして地域住民が支え合って安心して自分らしく幸せに暮らしていけるような地域社会づくりと福祉の増進の発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月 9日	特定非営利活動法人 愛と心えひめ	吉野内 直 光	松山市末町甲 9 番地 1	この法人は、在宅高齢者の介護や、子育て支援を必要とする人々に対し、住民参加と相互扶助の精神に基づき、対等な関係においてのボランティアが支える福祉サービス活動を中心に、安心して暮らして行くことのできる福祉のまちづくりを推進し、もって、地域福祉の向上、愛と心のネットワークづくりに、寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月10日	特定非営利活動法人 共同連えひめ	白 石 勇	松山市上野町甲734番地の14	この法人は、障害児・者の教育・生活・労働権の確立をめざし、障害のある人ない人の統合教育、共同事業所づくりを推し進め、あらゆる差別を克服し、真の共生社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月11日	特定非営利活動法人 愛媛県レクリエーション協会	小 泉 勇治郎	松山市上野町甲650	この法人は、県民に対して、レクリエーションの普及振興を図るとともに、生涯スポーツの推進、福祉増進への取り組み、自然環境保全の教育と普及、子どもの健全育成、文化芸術など生涯学習の推進、まちづくりと男女共同参画社会の形成など、広範囲にわたる社会教育に寄与し、これらの活動を推進する指導者の養成や団体の育成に努め、県民一人ひとりの自由時間の充実と生きがいづくり、心身の健康とやすらぎと活力に充ちた豊かな生活の形成と社会づくりに寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月13日	特定非営利活動法人 Link愛媛	河 本 英 樹	松山市平和通二丁目 1 番 6 号	この法人は、一般市民、特に障害者、子どもに対して、障害者用施設の設置に関する事業、カウンセリング事業、イベントの企画・開催、奉仕活動、子どもの健全育成のための講演会、IT技術の講習会等の企画・開催などの事業を行い、地域の活性化と社会福祉の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 7月13日	特定非営利活動法人 介護企画あき	白 神 敏 恵	松山市南江戸4丁目5番25号	この法人は、身体障害者、高齢者に対して、ゆったりとした環境の中、家庭的な雰囲気での生活が送れるよう共同生活型介護システムの運営事業と年齢を問わず社会との交流を必要とする人や集団生活になじめない子供たちに対して勉学、趣味生き甲斐等のサービスを提供する事業を行い、もって福祉社会の増進と実現に寄与することを目的とする。

○公 告

危険物取扱者法定講習会の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定による平成24年度危険物の取扱作業の保安に関する講習会を次のとおり実施する。

平成24年 7月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習の種別、日時及び場所

種 別	日 時	場 所
(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成24年 9月24日（月）午前 9時30分	今治市南宝来町一丁目 9番地 8 今治市総合福祉センター
	平成24年 9月27日（木）午前 9時	八幡浜市北浜一丁目 3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局
	平成24年10月 3日（水）午後 1時	大洲市東大洲270番地 1 大洲市総合福祉センター
	平成24年10月10日（水）午後 1時	松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成24年10月11日（木）午後 1時	松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成24年10月22日（月）午前 9時	宇和島市天神町 7番 1号 愛媛県南予地方局
	平成24年10月24日（水）午前 9時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
	平成24年11月12日（月）午前 9時30分	新居浜市繁本町 8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成24年11月22日（木）午前 9時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局
(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和60年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成24年 9月25日（火）午前 9時30分	今治市南宝来町一丁目 9番地 8 今治市総合福祉センター
	平成24年10月10日（水）午前 9時	松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成24年11月12日（月）午後 1時30分	新居浜市繁本町 8番65号 新居浜市市民文化センター
	平成24年11月14日（水）午前 9時30分	新居浜市繁本町 8番65号 新居浜市市民文化センター
(3) (1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	平成24年 9月24日（月）午後 1時30分	今治市南宝来町一丁目 9番地 8 今治市総合福祉センター
	平成24年 9月27日（木）午後 1時	八幡浜市北浜一丁目 3番37号 愛媛県南予地方局八幡浜支局
	平成24年10月11日（木）午前 9時	松山市一番町四丁目 4番地 2 愛媛県庁第二別館
	平成24年10月22日（月）午後 1時	宇和島市天神町 7番 1号 愛媛県南予地方局

平成24年10月24日（水）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
平成24年10月31日（水）午前 9 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
平成24年10月31日（水）午後 1 時30分	四国中央市妻鳥町土居山乙127番地 愛媛県産業技術研究所紙産業技術センター
平成24年11月14日（水）午後 1 時30分	新居浜市繁本町 8 番65号 新居浜市市民文化センター
平成24年11月22日（木）午後 1 時	西条市喜多川796番地 1 愛媛県東予地方局

2 受講申請の提出期間

平成24年 9月 1 日から各講習実施日の 2 日前の日まで（土、日曜日及び祝祭日を除く。）

但し、受付をした危険物安全協会の管轄以外の会場で受講する場合は、各会場講習実施日の 5 日前まで

3 受講申請書の請求先及び提出先

(1) 請求先

各市（地区）危険物安全協会、各市町（地区）消防本部、県地方局総務県民課

(2) 提出先

各市（地区）危険物安全協会

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12 - 66

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 7月27日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則及び教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第 1 条 職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する規則（愛媛県人事委員会規則12 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(12)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	省略	(12)～(25) 省略		<p>（休暇の許可の事由及び期間）</p> <p>第 1 条の 3 条例第 3 条第 2 項の有給休暇の許可に係る同条第 4 項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(10) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>(12)～(25) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(10) 省略		(11) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	省略	(12)～(25) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(10) 省略																	
(11) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	省略																
(12)～(25) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(10) 省略																	
(11) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	省略																
(12)～(25) 省略																	

(教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-4)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(9) 省略		(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	省略	(11)～(23) 省略		<p>(休暇の許可の事由及び期間)</p> <p>第2条の3 条例第4条第2項の有給休暇の許可に係る同条第4項の人事委員会規則で定める事由は、次の表の左欄に掲げる事由とし、当該許可に係る同項の人事委員会規則で定める期間は、同欄に掲げる事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 由</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(9) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>(11)～(23) 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 省略</p>	事 由	期 間	(1)～(9) 省略		(10) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	省略	(11)～(23) 省略	
事 由	期 間																
(1)～(9) 省略																	
(10) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は_____配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	省略																
(11)～(23) 省略																	
事 由	期 間																
(1)～(9) 省略																	
(10) 職員が骨髄移植のための骨髄液_____の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に骨髄液_____を提供する場合で、当該申出又は当該提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	省略																
(11)～(23) 省略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 7月27日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
1 5T磁気共鳴断層撮影装置の購入
- (2) 購入物品名及び数量
1 5T磁気共鳴断層撮影装置 1式
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限
平成25年 3月15日まで
- (5) 納入場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負

等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 入札書の受領期限

契約条項及び入札説明書の掲載場所
愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.cals-ehime.lg.jp/ppi.html>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成24年 8月22日(水)午後 5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成24年 9月 5日(水)から平成24年 9月 7日(金)までの電子入札システム稼働時間中(午前 9時00分から午後 8時00分まで(ただし、9月 7日は午後 1時59分まで))。

紙入札による場合は、平成24年 9月 7日(金)午後 1時59分まで。

(5) 開札の日時及び場所

平成24年 9月 7日(金)午後 2時00分
愛媛県公営企業管理局会議室(愛媛県庁第二別館 2階)

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話 (089)912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年 8月22日(水)午後 5時00分までに電子入札システムにより提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第 9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 5T MRI (1.5 Tesla Magnetic Resonance Imaging), 1 set

(2) Time limit of tender: 1:59 p.m., 7 September 2012

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 7月27日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

県立新居浜病院オーダリングシステムの借入れ

(2) 借入物品名及び数量

県立新居浜病院オーダリングシステム 1式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成25年 2月12日から平成30年 2月11日まで

(5) 借入場所

愛媛県新居浜市本郷三丁目 1番 1号

愛媛県立新居浜病院

(6) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

(2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://ebid.pref.ehime.jp/ppi.html>

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成24年 8月22日（水）午後 5時00分まで。

(4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成24年 9月 5日（水）から平成24年 9月 7日（金）までの電子入札システム稼働時間中（午前 9時00分から午後 8時00分まで（ただし、9月 7日は午前10時59分まで））。

紙入札による場合は、平成24年 9月 7日（金）午前11時00分まで。）

(5) 開札の日時及び場所

平成24年 9月 7日（金）午前11時00分

愛媛県公営企業管理局会議室（愛媛県庁第二別館 2階）

(6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2

電話 （089）912 2794

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成24年 8月22日（水）午後 5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: The Ordering System for Ehime Prefectural Niihama Hospital, 1 set

(2) Time limit of tender: 10:59 a.m., 7 September 2012

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794